

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法 延長についての要望書

【要望内容】

2017年8月6日に期限を迎える「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」に関して以下の事項を要望する。

- 1) 特別措置法を10年間延長する。(期間:2017年8月7日～2027年8月6日)
- 2) 法律の延長に関しては前回同様全会派一致の対応を求める。
- 3) 特別措置法の主旨に従い、現在の「生活困窮者自立支援制度」においてホームレス支援が十分に
なされるための施策を実施する。

【要望理由】

路上生活を強いられている人々に対する日本初の法律「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(以下、ホームレス自立支援法)」(2002年8月7日施行、2012年8月7日5年間延長)は、自民・保守・公明・民主・社民の5会派の超党派による委員長提案により提出され**全会派一致**を得て公布・施行されました。路上という最貧困状態に置かれた人々への支援について**国の責務を認めた画期的な法律**でありました。**これにより緊急支援、就労施策、福祉施策との連携、住宅施策などを含めた総合的支援施策の実施が可能となり**、長い間「自己責任」として放置されてきた**ホームレス問題は解決の方向へ**と向かいました。また、これまで**自主的に支援活動を行ってきた民間団体と地方行政による官民一体の体制づくり**が各地でなされました。

法律に基づき2003年に実施された最初のホームレス実態調査では、全国で25,296名の路上生活者が確認されました。その後、全国各地での取り組みがなされ現在2016年1月時点で6,235人となっています。かつて、これほど成果の出た法施策はあったでしょうか。法律施行後、確実に路上生活者は減少に向かっています。

2015年4月に「生活困窮者自立支援法」が施行され、これまでホームレス自立支援法の下に実施されてきたホームレス対策事業は新制度へと引き継がれました。今後各地で実施されるホームレス支援は、この生活困窮者自立支援法において実施されることとなりましたが、しかし、課題も明らかになってきています。私たちは、生活困窮者自立支援制度においてホームレス支援を実施する上で、これまでのホームレス自立支援法が並行してあり続ける必要があると考えています。その理由は以下の通りです。

- ① **ホームレス支援が国の責務である(第一条)ことが明文化された法律がなくなることにより責任が曖昧になり、地方行政がホームレス対策に取り組みにくくなる。**

⇒生活困窮者自立支援法には「ホームレス」という言葉自体がない。

- ② **「ホームレスの人権に配慮する」が不明確になる。**

⇒ホームレス自立支援法第一条には「ホームレスの人権」が明記されている。また第十一条の下で自立支援との連携により果たされてきた公共施設適正化の方策がなくなることにより、公園等からの強制排除が起ころ恐れがある。強制排除では問題が解決しないことは、過去実証されており、それゆえにホームレス自立支援法が創られた。

- ③ **ホームレス自立支援法に基づき策定されるアクションプログラムがなくなり、就業支援、住居確保、医療等総合的なホームレス対策の実施が困難になる。**

⇒ホームレス自立支援法においては、国は「基本方針」(第八条)、地方行政は「実施計画」(第九条)の策定が義務付けられている。このような羅針盤に当たるものがなくなることにより各種制度や法律を組

み合わせた対策が困難になる。また、ホームレス就業支援センター事業、ホームレス能力活用推進事業、日雇労働者等技能講習事業、地域生活移行支援事業等の関連施策がなくなると、総合的なホームレス対策に支障をきたす恐れがある。

④ 国による実態調査がなくなり実態把握自体ができなくなる。

⇒ホームレス自立支援法に定められた調査が無くなることにより「事業対象の可視化」→「計画立案」→「事業実施」→「調査(効果検証)」というサイクルがなくなる。

⑤ ホームレス自立支援施策が滞ることにより、ホームレスの増加が心配される。

⇒これまでの施策によって、ホームレス数が減少してきたが、今後ホームレス自立支援法が無くなることにより、ホームレス増加が心配され、地域が抱える問題が増加する。

⑥ 自治体のホームレス自立支援施策が消極的になり生活保護受給が増加する。

⇒ホームレス自立支援法は、生活保護制度も含め複数の制度を総合的に活用してきた。生活困窮者自立支援法は、生活保護との併用はできない。あるホームレス自立支援センターにおいての対生活保護制度活用の行政コスト削減効果は40%を超える。

⑦ ホームレス自立支援施策推進のための民間団体への財政支援の根拠がなくなる。

⇒ホームレス自立支援法では、民間団体への財政支援(第十条)が明記されている。

⑧ ホームレス問題が国民の課題である認識が薄れる。

⇒ホームレス自立支援法では、「国民の協力」(第七条)が明記されている。

ホームレス数は年々減少してきているとはいえ、2016年1月の調査においても6,235人が確認されておりホームレス問題が解決されているとはいえない状況にあります。さらに、路上に限らず、不安定居住の現実を抱える人は、高齢者低所得者を含め今後増加することが心配されています。「全国自治体ホームレス対策連絡協議会」や、東京・神奈川・愛知・大阪で就業支援を実施している4協議会(ホームレスが多数存在する地域の地方公共団体等が構成員)など、実際のホームレス対策を担う自治体、団体からも法延長の要望が出されていると聞いています。

このような現状において「ホームレス自立支援法」が無くなってしまふことに大きな危惧の念を抱きます。ホームレス自立支援法が掲げる「理念」が無くなることは、この国の最困窮者支援の灯を消すことになりかねません。私たちは、ホームレス自立支援法の延長を切に要望したいと思います。

2016年10月1日 要望呼びかけ団体
NPO 法人 ホームレス支援全国ネットワーク
理事長 奥田知志
〒805-0015 福岡県北九州市八幡東区荒生田 2-1-32
電話・ファックス 093-651-7557
E-mail postmaster@homeless-net.org

////////////////////////////////////

■ 上記の要望内容に賛同します。

ふりがな	
団体名/個人名	
個人の場合肩書・所属	
住所	〒
連絡先 (電話/メール)	